

日本年金機構からのお知らせ

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者の認定事務の改正

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者認定事務について、主に以下の2点が改正されました。

(1) 夫婦ともに収入がある場合の認定の考え方

被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者であると認定しますが、「年間収入」の考え方について以下の通り見直されました。

旧：被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入

新：過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ年間収入

(2) 育児休業等の期間における取り扱い

主として生計を維持する方が育児休業等を取得したことにより、夫婦の収入が逆転する場合等においても、当該休業期間中の被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

※すでに認定が行われた方の本改正にともなう再申請は不要です。

※詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例

被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定および被扶養者の資格確認の際における収入確認にあたっては、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込み算定することとしています。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務（以下「ワクチン接種業務」という。）は、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に含めないこととします。

対象者：ワクチン接種業務に従事する医療職の方

対象となる収入：令和3年4月から令和4年2月末までの期間において、ワクチン接種業務により得た収入

※詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定いたします。

決定した「標準報酬月額」については、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまにお知らせしております。

標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。通知書を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料（賞与の場合は、標準賞与額にかかる保険料）を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service